



2025年7月24日

各位

会社名 Shinwa Wise Holdings 株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 健治
(東証スタンダード市場・コード2437)
問合せ先 総務人事部長 木村 亜里沙
電話番号 03-5224-8610
(<http://www.shinwa-wise.com>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について決議し、本件に関する議案を2025年8月28日開催予定の第36回定時株主総会に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年8月28日

定款変更の効力発生日 2025年8月28日

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><新設></p> <p>第 35 条 ~ 第 49 条 <条文省略></p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><削除></p> <p><u>(補欠監査役)</u></p> <p>第 35 条 <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第 33 条第 2 項の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 36 条 ~ 第 50 条 <現行どおり></p>